

戦争法案反対アピール

賛同の学者5000人超す

2015年6月20日(土)

「安全保障関連法案に反対する学者の会」が12日に発表したアピールに、わずか1週間で5000人超の学者・研究者、7000人超の市民が賛同したことが19日までに分かりました。

アピールは、大学が日本の侵略戦争に協力し、学徒を戦地へ送った「痛恨の歴史」を振り返り、「二度と再び、若者を戦地に送り、殺し殺される状況にさらすことを認めることができません」と廃案を求めています。

学者61人が呼びかけ人となってインターネット上で募り、賛同者は19日午後3時現在、学者・研究者5289人、市民7186人。

急速な広がりについて同会発起人の1人、佐藤学・学習院大教授はこう語ります。

「戦争法案反対」広がる

学者2700人余「強い憤り」

2015年6月16日(火)

『戦争する国』へすすむ安全保障関連法案に反対します」とのアピールをネット上に公表し、全国の学者・研究者に賛同を募ってきた「安全保障関連法案に反対する学者の会」。15日、東京都内で行われた記者会見で、学問各分野の代表的な学者61人が呼びかけ人となり、賛同者は午後3時現在で、学者・研究者2678人、市民1819人にのぼったことを公表しました。戦後最大の平和の危機だとして、さらに賛同者を広げていきたいとしています。

会見には佐藤学（学習院大学教授・教育学）、広渡清吾（専修大学教授・法学）、間宮陽介（青山学院大学特任教授・経済学）、青井未帆（学習院大学教授・法学）、海部宣男（国立天文台名誉教授）、山口二郎（法政大学教授・政治学）ら呼びかけ人10氏が参加。発起人の佐藤氏が「このまま黙ってられないと、わずか3日間で急速に広がった。違憲性のある法案が国会で審議されること自体に強い憤りを感じる」と報告。各氏の発言では、“平和を考えるのは憲法学者でなく政治家だ”といった自民党政治家の発言に触れ、広渡氏は「学問の意義と、憲法は権力を縛るものとの立憲主義の否定は許されない」と語りました。青井氏は「憲法が紙きれになってしまうことは、憲法学者としては黙ってられない」と語りました。

「学者の会」アピール

安全保障関連法案に反対する学者の会が発表したアピール『「戦争する国」へすすむ安全保障関連法案に反対します』の全文は次のとおりです。

「戦争しない国」から「戦争する国」へ、戦後70年の今、私たちは重大な岐路に立っています。安倍晋三政権は新法の「国際平和支援法」と10本の戦争関連法を改悪する「平和安全法制整備法案」を国会に提出し、審議が行われています。これらの法案は、アメリカなど他国が海外で行う軍事行動に、日本の自衛隊が協力し加担していくものであり、憲法九条に違反しています。私たちは憲法に基づき、国会が徹底審議をつくし、廃案とすることを強く求めます。

法案は、(1)日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて、政府が「存立危機事態」と判断すれば武力行使を可能にし、(2)米軍等が行う戦争に、世界のどこへでも日本の自衛隊が出て行き、戦闘現場近くで「協力支援活動」をする、(3)米軍等の「武器等防護」という理由で、平時から同盟軍として自衛隊が活動し、任務遂行のための武器使用を認めるものです。

安倍首相の言う「武力行使は限定的なもの」であるどころか、自衛隊の武力行使を際限なく広げ、「専守防衛」の建前に反することになります。武器を使用すれば、その場は交戦状態となり、憲法九条一項違反の「武力行使」となることは明らかです。60年以上にわたって積み重ねられてきた「集団的自衛権の行使は憲法違反」という政府解釈を安倍政権が覆したことで、米国の侵略戦争に日本の自衛隊が参戦する可能性さえ生じます。日本が戦争当事国となり、自衛隊が国際法違反の「侵略軍」となる危険性が現実のものとなります。

私たちは、かつて日本が行った侵略戦争に、多くの学徒を戦地へ送ったという、大学の戦争協力の痛恨の歴史を担っています。その歴史への深い反省から、憲法九条とともに歩み、世界平和の礎たらんと教育研究活動にたずさわり、再び戦争の惨禍を到来させないようにしてきました。二度と再び、若者を戦地に送り、殺し殺される状況にさらすことを認めることはできません。

私たちは、学問と良識の名において、違憲性のある安全保障関連法案が国会に提出され審議されていることに強く抗議し、それらの法案に断固として反対します。

■呼びかけ人（＊は発起人、50音順）

青井 未帆（学習院大学教授）	*浅倉むつ子（早稲田大学教授）
淡路 剛久（立教大学名誉教授）	池内 了（名古屋大学名誉教授）
石田 英敬（東京大学教授）	市野川容孝（東京大学教授）
伊藤 誠（東京大学名誉教授）	上田 誠也（東京大学名誉教授）
上野 健爾（京都大学名誉教授）	*上野千鶴子（東京大学名誉教授）
鶴飼 哲（一橋大学教授）	*内田 樹（神戸女学院大学名誉教授）
内海 愛子（恵泉女学園大学名誉教授）	宇野 重規（東京大学教授）

大澤 眞理 (東京大学教授)	岡野 八代 (同志社大学教授)
小熊 英二 (慶応大学教授)	戒能 通厚 (早稲田大学名誉教授)
海部 宣男 (国立天文台名誉教授)	加藤 節 (成蹊大学名誉教授)
金子 勝 (慶応大学教授)	川本 隆史 (国際基督教大学教授)
君島 東彦 (立命館大学教授)	久保 亨 (信州大学教授)
栗原 彬 (立教大学名誉教授)	小林 節 (慶応大学名誉教授)
小森 陽一 (東京大学教授)	齊藤 純一 (早稲田大学教授)
酒井 啓子 (千葉大学教授)	*佐藤 学 (学習院大学教授)
島藺 進 (上智大学教授)	杉田 敦 (法政大学教授)
高橋 哲哉 (東京大学教授)	高山佳奈子 (京都大学教授)
千葉 眞 (国際基督教大学特任教授)	中塚 明 (奈良女子大学名誉教授)
永田 和宏 (京都大学名誉教授)	西川 潤 (早稲田大学名誉教授)
西崎 文子 (東京大学教授)	西谷 修 (立教大学特任教授)
野田 正彰 (精神病理学者)	浜 矩子 (同志社大学教授)
樋口 陽一 (憲法学者)	広田 照幸 (日本大学教授)
*広渡 清吾 (専修大学教授)	堀尾 輝久 (東京大学名誉教授)
*益川 敏英 (京都大学名誉教授)	*間宮 陽介 (青山学院大学特任教授)
三島 憲一 (大阪大学名誉教授)	水島 朝穂 (早稲田大学教授)
水野 和夫 (日本大学教授)	宮本 憲一 (大阪市立大学名誉教授)
吉田 裕 (一橋大学教授)	宮本 久雄 (東京大学名誉教授)
山口 二郎 (法政大学教授)	山室 信一 (京都大学教授)
横湯 園子 (前中央大学教授)	吉岡 斉 (九州大学教授)
鷺谷いづみ (中央大学教授)	渡辺 治 (一橋大学名誉教授)
和田 春樹 (東京大学名誉教授)	

戦争法案反対 演劇人36団体

「60年安保闘争以来」

2015年6月16日(火)

演劇人でつくる「安保体制打破 新劇人会議」は15日、国会内で会見し、5月に発表した同会議の声明「憲法9条を壊す『戦争立法』＝平和安全法制整備法案・国際平和支援法案に反対します」に劇団や演劇団体など36団体（第1次集約分）から賛同が寄せられたと発表しました。同会議によれば、演劇関係団体が記者会見で政治的課題について共同で反対の意思表示をするのは「60年安保闘争以来のこと」です。

会見に参加したのは、俳優座、民芸、青年劇場、前進座、東京芸術座、人形劇団プーク、劇団風の子の関係者。文学座、青年座、日本舞台監督協会などが賛同を表明し今も増え続けています。

会見では「今は戦争か平和かの分岐点。国民の中には平和を求める確かな力がある。いまやるべきことはやらなくてはいけない」（俳優座・遠藤剛氏）、「安倍首相は言葉を巧妙に使っている。負けてはいられない。それを上回る言葉で安倍首相を退陣に追い込みたい」（東京芸術座・崎田和子氏）などの思いが語られました。

同会議は、今後も「独自に作成したリーフレットを使って観客にも反対を呼びかけ、集会や座り込みにも参加したい」（青年劇場・福山啓子氏）としています。

声明賛同の劇団・演劇団体

戦争法案反対の声明に賛同を寄せた劇団・演劇団体は次のとおりです。（第1次分）



民族歌舞団荒馬座	創造集団池小
劇団うりんこ	江戸糸あやつり人形座
劇団NL T	ガイ氏即興人形劇場
劇団風の子	関西芸術座
カンパニー間	劇団群馬中芸
劇団コーロ	国際サーカス村協会
スタジオエッグス	劇団青年座
秋田雨雀・土方与志記念 青年劇場	劇団たんぼぼ
劇団潮流	劇団東演
東京演劇アンサンブル	東京芸術座
トム・プロジェクト	劇団銅鑼
劇団仲間	劇団俳優座
人形劇団ひとみ座	人形劇団プーク
文学座	劇団朋友
演劇集団未踏	劇団民芸
人形劇団むすび座	流山児★事務所
日本新劇製作者協会	日本新劇俳優協会
日本舞台監督協会	日本舞台芸術家組合

政府の戦争法案「合憲」論

根拠にならぬ砂川判決

2015年6月12日(金)

安倍政権は、1959年12月の最高裁判決（砂川判決）を頼りに、憲法違反の戦争法案を「合憲だ」と主張しています。そもそも砂川判決は、米国の圧力の下、司法の独立を投げ捨てた対米従属のたまもの。これを持ち出して「戦争法案」を正当化する――。安倍政権の異常な対米従属の姿勢が浮かびあがります。（竹下岳、山田英明）

米の圧力がゆがめた

砂川判決は、1957年7月に米軍立川基地（旧砂川町、現・立川市）の拡張に抗議するデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく刑事特別法に基づい

て起訴された「砂川事件」について争われた裁判の判決です。

「米軍の駐留は違憲」であり、被告人は無罪とした59年3月の東京地裁判決（伊達（だて）判決）を不服とした日米両政府が、高裁を経ず最高裁に「跳躍上告」し、同年12月、わずか9カ月の審理でこれを破棄しました。

当時はちょうど60年の日米安保条約の改定の時期でした。米軍の駐留を違憲と断じられた米国政府が大きな衝撃をうけ、安保改定に影響を与えないため、年内に伊達判決を覆すよう、圧力をかけたのです。

次のような経過が米解禁公文書から明らかになっています。

伊達判決翌日の59年3月31日、マッカーサー駐日大使が藤山愛一郎外相に「日本政府が迅速な行動を取り東京地裁判決を正すこと」を要求しました。

その後の米大使と当時の田中耕太郎最高裁長官との密会では、田中長官が公判日程や判決の見通しなどを語っていたことなども判明しました。

集団的自衛権ふれず

安倍首相は、砂川判決が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」とした部分を取り上げ、「これが憲法の基本論理」と主張しています（8日の記者会見）。その上で、集団的自衛権行使を容認した「武力行使の新3要件」にもこの論理が貫かれているから「戦争法案」は「合憲だ」という考えです。

しかし、そもそも砂川判決の趣旨は、伊達判決を覆すために、外国軍隊（在日米軍）が憲法9条2項で保持を禁じている「戦力」に該当しないとしたことです。また、「自衛の措置」について言及しているものの、「9条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別として」との前提を置き、日本独自の自衛力の保持についてすら判断していません。

このようなものを、海外での武力行使である集団的自衛権行使の根拠にすること自体、どこに法理があるのでしょうか。

国会で政府も認めた

このことは、日本共産党の宮本徹議員の質問（10日、衆院安保法制特別委員会）に対し、横畠（よこばたけ）裕介内閣法制局長官も「（判決は）集団的自衛権について触れていない」と認め、「（安倍首相の引用部分は）裁判で結論を出すために直接必要な議論とは別」と述べ、「傍論」であることを認めています。

米国の圧力の下でゆがめられた「砂川判決」を持ち出し、「集団的自衛権」について語っていない判決で「戦争法案」を正当化するのは二重の誤りです。安倍政権の異常な対米従属姿勢が極まりました。

最高裁の“権威”盾に前代未聞の「援用」論 政府・与党内からも異論

「私が知る限り、そのような議論をする憲法学者はいない」

4日の衆院憲法審査会に自民党推薦で出席した早稲田大の長谷部恭男教授がこう指摘しているように、砂川判決を集団的自衛権の行使容認の根拠にするような議論は、憲法学会や法律家の間に、半世紀以上にわたって存在しませんでした。

「砂川判決援用」論が急浮上したのは、昨年3月、自民党内の会合で高村正彦副総裁が持論を展開したことがきっかけでした。

高村氏の理屈はおおむね次のようなものです。(1)砂川判決は「自衛の措置」に言及しており、個別的・集団的自衛権に区別していない(2)国連憲章51条は個別的・集団的自衛権の双方を「固有の権利」としており、当時の裁判官もそのような認識があったはずだ(3)砂川判決の論理は1972年の政府見解に貫かれている(4)この見解は「結論」として集団的自衛権の行使を禁じているが、安全保障環境が変容したので、「結論」だけを変えた—という、何重もの理屈を都合よく重ねたものです。

このような議論は政府・与党内からも異論が出たため、集団的自衛権の行使容認に踏み切った昨年7月の「閣議決定」では採用されませんでした。

ところが、72年の政府見解を改変してつくった「武力行使の新3要件」が憲法学者から「違憲」との批判を受けたため、政府・自民党内で再び「砂川判決援用」論が強まったのです。

そこには、最高裁の“権威”を持ち出すことで憲法学者の批判を「問答無用」として押し切ると同時に、「自衛の措置」の中身を最後に決めるのは時の政権であるというごう慢さが貫かれています。このような姿勢は、世論のさらなる批判を引き起こさずにはいられないでしょう。

「砂川判決」根拠にならず

国民惑わす政府強弁

元被告の弁護団が会見・声明

2015年6月13日(土)

「戦争法案」をめぐる議論で、自民党の高村正彦副総裁らが集団的自衛権の行使を認める根拠として、1959年の砂川事件の最高裁判決を持ち出していることについて、元被告の弁護団が12日、東京都内で記者会見し、「国民を惑わすだけの強弁だ」と批判する声明を出しました。

「戦争法案撤回を」

弁護団は、高村氏が同様の主張をした昨年も声明を出しました。今回は「最高裁判決は、米軍駐留は憲法9条に違反するかといった点について示しただけで、集団的自衛権の在り方や行使に触れるところは全くない」と指摘。「一刻も早く提案している法案を撤回すべきだ」と求めました。

会見した新井章弁護士（84）は「高村氏がなぜ最高裁判決にこだわるのか分からない。法案の正当性に自信がないから、寄りすぎるのか」と推測。山本博弁護士（84）は「学者に違憲だと言われて判決を引っ張り出してきたが、最高裁は集団的自衛権について何も言っていない」と強調しました。

内藤功弁護士（84）は、当時の田中耕太郎最高裁長官が米側に最高裁判決の内容の見通しなどを伝えていたことが米公文書で明らかになったとして「不当な判決で、引用すること自体が適切でない」と批判しました。

砂川事件 東京都砂川町（現立川市）の米軍旧立川基地の拡張反対運動で、学生ら7人が基地に立ち入ったとして、日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反罪で起訴された事件。東京地裁は1959年3月、米軍駐留は憲法違反として全員を無罪としましたが、検察側は高裁を飛び越えて最高裁に跳躍上告。最高裁大法廷は同年12月、「米軍駐留は憲法9条の趣旨に適合する」として一審を破棄し、差し戻しました。その後、全員の有罪が確定しました。元被告ら4人は2014年、東京地裁に再審請求を申し立てました。

政府は「基本論理」継承というが

72年見解「変更」明確に

法制局長官答弁

赤旗 2015年6月11日(木)

横島裕介内閣法制局長官は、武力行使ができる「新3要件」の根拠とされる“政府の1972年見解”の「基本論理」と「結論」を分離し、集団的自衛権行使容認の「基本論理」を継承する見解は、自分が初めて示したと述べました（10日、衆院安保法制特別委）。

72年見解は、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と結論づけています。ところが安倍政権と横島内閣法制局長官は、その「結論」と、結論を導く「基本論理」を峻別（しゅんべつ）し、「結論」だけを百八十度逆転させました。

政府は「基本論理」を継承したから「従来の政府解釈の範囲内」と強弁しています。しかし、「結論」と「基本論理」を峻別する手法は、従来の法制局の見解ではなく、安倍政権と横島長官が初めて独自に示したもので、72年見解の変更がいっそう明確になりました。

72年見解は、外国の武力攻撃によって国民の生命・自由が根底から覆される事態に初

めて武力行使が許されるとし、それは、日本に対する武力攻撃に対処する場合（個別的自衛）に限られ、集団的自衛権の行使は許されないとするものです。

これを「基本論理」（前段）と「結論」に峻別し、自分たちに都合のいい情勢の変化に当てはめ、集団的自衛権行使を認める逆の「結論」にすり替えたのが今年の「閣議決定」です。

こうした「結論」と「基本論理」の峻別論は、第1次安倍内閣当時の内閣法制局長官だった宮崎礼壹氏が厳しく批判しています。

「（72年政府見解は）個別的自衛権の行使が現行憲法第九条の下でも許される理由を述べたものであって、同じ基準の裏返しとして、『…集団的自衛権の行使は、憲法上許されない』と明記した」

「その部分部分をつぎはぎし、同説明書（見解）で示された基準は必要最小限度の自衛の措置かどうかであり、集団的自衛権がそれに当たるかどうかは事実の当てはめ結果に過ぎないなどと強弁するのは、こじつけ以外の何物でもない」（『世界』昨年8月号）

72年見解の核心は、日本に対する武力攻撃があるときこそ、国民の権利が根底から覆されるという、一体となった論理であり、その帰結として集団的自衛権の行使は許されないとしたものです。「閣議決定」（昨年7月1日）は72年見解の「基本論理」を維持したどころか、それを破棄したものです。

第2次安倍政権における「新発案」だとした10日の横畠答弁は、その実態をいっそう明確にしました。

（中祖寅一）